平成２８年（フ）第１８３号
愛知県安城市新明町１番地３
破産者　東海エコ工業株式会社
1　決定年月日　平成28年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第１２１号
愛知県豊橋市西幸町字東脇145番地
破産者　豊和鋳機株式会社
1　決定年月日　平成28年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第１９７号
兵庫県明石市二見町西二見2001番地の18　土山駅前スカイハイツＤ―104号
破産者　梶原　邦子
1　決定年月日　平成28年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第１０５号
神戸市西区池上４丁目13番地の12
破産者　有限会社シーハピネス
1　決定年月日　平成28年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第２９号
鳥取県鳥取市扇町32番地扇町扶桑ビル３階
破産者　株式会社創建ハウス
1　決定年月日　平成28年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４５号
松江市浜乃木１丁目25番11号
破産者　阿部　雄二
1　決定年月日　平成28年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２０５号
広島市佐伯区藤の木１丁目32番10号
破産者　株式会社近代
1　決定年月日　平成28年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３号
沖縄県石垣市字宮良293番地　ぽっぽテラス303号室
破産者　株式会社ｉ―Ｔａｃ
1　決定年月日　平成28年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所石垣支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１０８号
栃木県足利市通３丁目3541番地　リバティーハウス101
破産者　州鎌　　晃
1　決定年月日　平成28年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２８年（フ）第８８１号
札幌市清田区北野５条４丁目22番37号　ジュエル89―202号
破産者　筒井　勝寛
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９７６号
札幌市西区発寒13条４丁目１番26号　コーポ下沢202号
破産者　中川　道夫
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１３０号
札幌市東区北９条東９丁目２番28号　永井マンション102号
破産者　山下　　敦
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４１号
岩手県花巻市石鳥谷町中寺林第７地割104番地３、旧住所岩手県花巻市石鳥谷町好地第８地割80番地３
破産者　鎌田　太郎
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第１５３号
盛岡市北天昌寺町19番20号
破産者　徳井　亜希
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第１０３号
仙台市青葉区川平４丁目11番13号
破産者　浅野　竜士
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第３７３号
仙台市青葉区川平５丁目13番２―103号
破産者　坂田由美子
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第４１５号
仙台市青葉区角五郎１丁目13番20―206号
破産者　鈴木　智子
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２８６号
群馬県伊勢崎市八斗島町1616番地19
破産者　立松製作所こと　立松　清志
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１６０号
さいたま市緑区大字大間木403番地２、旧住所さいたま市緑区大字中尾2336番地50
破産者　川村　悦夫
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係